

◎新潟県訓令第10号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（共通例文の登録）</p> <p><b>第18条</b> 法務文書課長は、次に掲げる文書で課所に共通して用いられるものを共通例文として登録することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事名で発する文書のうち<u>第28条第8号ア及びイ</u>に掲げるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（法務文書課長への合議）</p> <p><b>第28条</b> 起案文書のうち次に掲げるものは、法務文書課長に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>（共通例文の登録）</p> <p><b>第18条</b> 法務文書課長は、次に掲げる文書で課所に共通して用いられるものを共通例文として登録することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事名で発する文書のうち<u>第28条第9号ア及びイ</u>に掲げるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（法務文書課長への合議）</p> <p><b>第28条</b> 起案文書のうち次に掲げるものは、法務文書課長に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 公益信託の引受けの許可、公益信託の変更、併合又は分割、受託者の解任、公益信託の終了等に関するもの</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>